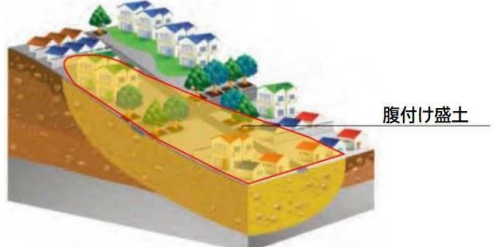
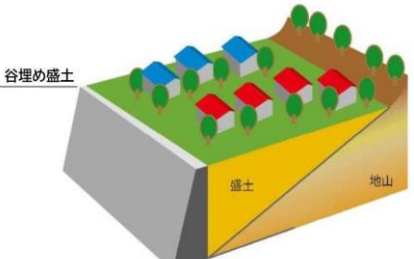


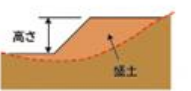
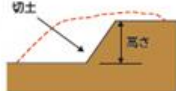
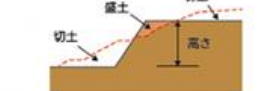
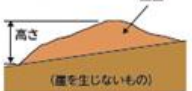
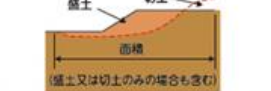
・ 盛土のタイプ

平地盛土 勾配 1 / 10 以下の平坦地において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの	
腹付け盛土 勾配 1 / 10 超の傾斜地盤上において行われる盛土で、谷埋め盛土に該当しないもの	
谷埋め盛土 谷や沢を埋め立てて行う盛土	

出展：大規模盛土造成地の活 崩落対策推進ガイドライン及び同開設（国土交通省）H27.5 一部加除

＜土地の形質の変更(盛土・切土)＞

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖 ※1を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 ※2 となるもの(①～④を除く)
イメージ図					

※ 1 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※ 2 盛土または切土をする厚さが 30cm を超えないものは除く。

＜一時的な土石の堆積＞

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの ※3
イメージ図		

※ 3 土石の堆積をする厚さが 30cm を超えないものは除く。

表 1 住民への周知を行う範囲の考え方

(参考図の出典：不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン（国土交通省・農林水産省・林野庁）R5.5より抜粋・加筆）

盛土の区分	住民（※1）への周知を行う範囲の考え方	参考図 （上：平面図、下：断面図）
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等（切土）の境界（法尻）から盛土等（切土）の最大高さ h に対して水平距離 $2h$ 以内の範囲（※右参考図「L」の範囲）	
腹付け盛土	・盛土のり肩までの高さ h に対して盛土のり肩から下方の水平距離 $5h$ 以内の範囲。平面的には盛土両端から分散角度 30° を含めた盛土の低標高側の範囲（※右参考図「I」の範囲）	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する溪流等における高さ15mを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、右上参考図「I」の範囲に溪流等が存在するもの（①及び②を除く）	・下流の溪床勾配が2度以上の範囲。平面的には溪流（谷の中心から両側25m、※右参考図A）、および谷出口から下流の谷底から比高+10mの範囲で、土砂災害警戒区域（土石流）が設定されている溪流内の盛土の場合は、当該警戒区域を含める（※右参考図「B」）。	

（※1）「住民」とは、生活の拠点としている者をいい、単なる土地所有者を含まない。

住民への周知を行う範囲の考え方を表1に示す。

なお、この範囲に住民が存在しないため、説明会の開催、書面の配布等の周知を行わない場合であっても、少なくとも「工事を行う土地又はその周辺での掲示」は実施することが望ましい。